

令和6（2024年）年度伊丹市地域防災計画の主な修正内容

1. 指定避難所の環境改善等について

令和6年1月に発生した能登半島地震を踏まえ、インフラの長期間断絶による避難生活での二次被害リスク対策として、指定避難所の環境整備を進めた。

【修正案】

＜本編 第2編 第1章 第13節 避難活動体制の整備、第17節 給水体制の整備
第18節 生活必需品体制の整備、資料編3、4、16 他＞

【資料3】

- ・長期の停電に備え、ガソリン式発電機を10台追加設置
- ・避難所生活の長期化に備え、各小学校に段ボールベッドを10台追加設置
- ・長期の断水に備え、簡易トイレキットを共同利用施設（69カ所）に追加設置

【資料4】

- ・拠点給水による絶え間のない給水活動のため応急給水栓を設置

【資料16】

- ・避難生活の環境整備ために空調設備を設置

2. 安否行方不明者等の名簿の作成等の見直しについて

令和5年10月に兵庫県が定めた方針、マニュアルに基づき、市町村では安否不明者等の名簿の作成が必要とされることから、本市においても安否不明者等の名簿の作成等に関しての見直しを行ったため加筆を行った。

【修正案】

＜本編 第2編 第2章 第2.1章 第4節 初動対応期の情報管理＞

4. 安否行方不明者等の名簿の作成

令和5年10月に兵庫県が定めた方針のもと、発災後すみやかに安否不明者等の名簿の作成及び兵庫県に対して名簿の提出が必要となることから、県警察、医療機関及び事故発生責任者などからの安否情報の収集・整理についてはマニュアルに基づいて行う。

3. 緊急通行車両標章の事前交付について

令和5年9月に災害対策基本法成功例が改正され、災害発生前でも緊急通行車両の確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の事前交付を受けられるようになったことを踏まえ、加筆を行った。

【修正案】

＜第2編第2章第2.1章 第14節 緊急輸送＞

1. 3 緊急通行車両標章の事前交付

市は、輸送協定を締結する業者に対して、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び、普及を図るものとする。

4. 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う配備態勢の見直しについて

令和6年8月に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことを踏まえ配備態勢の見直しを行い、加筆を行った。

【修正案】

＜本編 第7編 第3章 第2節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画＞

市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、防災指令に基づき、配備を行うものとする。配備態勢と業務内容は「資料8-2 地震防災非常配備態勢」に掲げるとおりとする。

＜【資料8-2】 地震防災非常配備態勢（南海トラフ地震臨時情報発令時）＞

【資料8-2】 地震防災非常配備態勢（南海トラフ地震臨時情報発表時）

発生した地震が伊丹市において震度4未満の場合で、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

指令等種別	適用基準	業務内容	配備職員	人員
連絡員待機	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、注意）等の発表に備え情報収集を行う。	危機管理室	5名
災害対策本部設置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）	1. 動員態勢の検討 2. その他災害対策本部事務分掌に準ずる	本部長 総括本部長	25名
二	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）			二

配備職員については、【資料9 伊丹市地震防災計画動員数】に基づく。